

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--------------------|-----------|-----------|
| 和歌山市 | 北部(有功、直川、川永、紀伊、山口) | 令和3年2月10日 | 令和4年2月18日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 703ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 615ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 341ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 63ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 86ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 11ha |
| (備考)地区内の遊休農地面積 12ha | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、52ha(有功地区2ha、直川地区6ha、川永・紀伊・山口地区44ha)多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>有功地区の農地利用については、認定農業者などの担い手の受入れを促進することで対応していく。</p> |
| <p>直川地区の農地利用は中心経営体への集約を推進するほか、認定農業者などの受入れを促進することで対応していく。</p> |
| <p>川永・紀伊・山口地区の農地利用は、中心経営体が担うほか、他の地域からの入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。</p> |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

| |
|---|
| <p>農地中間管理機構の活用方針 貸付けの意向が確認された農地については、農地バンクの機能を活用し、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを円滑に進めていく。</p> |
| <p>地域振興作物の導入方針 水田を活用し、収益性の高い園芸作物の生産に取り組む。</p> |
| <p>鳥獣被害防止対策の取組方針 侵入防止柵の点検見回りをして、被害状況を把握し鳥獣被害対策に取り組む。</p> |